



鳥取県公報

平成17年 9月30日(金)
号外第147号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 市町村の区域ごとの民生委員の定数の一部改正 (718) (福祉保健課) 1
騒音規制法による規制地域及び規制基準の一部改正 (719) (環境政策課) 2
指定地域内における自動車騒音の限度が適用される区域の指定の一部改正 (720) (〃) 2
悪臭防止法による規制地域及び規制基準の一部改正 (721) (〃) 2
振動規制法による地域の指定及び規制基準の一部改正 (722) (〃) 3
環境美化促進地区の指定の一部改正 (723) (循環型社会推進課) 3
景観形成地域の指定の一部改正 (724) (景観まちづくり課) 4
銃猟禁止区域の設定の一部改正 (3件) (725~727) (公園自然課) 5

告 示

鳥取県告示第718号

昭和46年鳥取県告示第783号(市町村の区域ごとの民生委員の定数について)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年 9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後					改正前				
鳥取市	504人	<u>琴浦町</u>	<u>65人</u>		鳥取市	504人	<u>大栄町</u>	<u>24人</u>	
米子市	320人	<u>北栄町</u>	<u>46人</u>		米子市	320人	<u>湯梨浜町</u>	<u>50人</u>	
倉吉市	158人	<u>日吉津村</u>	<u>9人</u>		倉吉市	158人	<u>琴浦町</u>	<u>65人</u>	
境港市	86人	<u>大山町</u>	<u>63人</u>		境港市	86人	<u>日吉津村</u>	<u>9人</u>	
岩美町	48人	<u>南部町</u>	<u>36人</u>		岩美町	48人	<u>大山町</u>	<u>63人</u>	
若桜町	24人	<u>伯耆町</u>	<u>42人</u>		若桜町	24人	<u>南部町</u>	<u>36人</u>	
智頭町	32人	<u>日南町</u>	<u>31人</u>		智頭町	32人	<u>伯耆町</u>	<u>42人</u>	
八頭町	68人	<u>日野町</u>	<u>22人</u>		八頭町	68人	<u>日南町</u>	<u>31人</u>	
三朝町	35人	<u>江府町</u>	<u>19人</u>		三朝町	35人	<u>日野町</u>	<u>22人</u>	

平成17年9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
1 規制地域 米子市、倉吉市、境港市、岩美郡岩美町、八頭郡智頭町及び八頭町、東伯郡三朝町、湯梨浜町、 <u>琴浦町及び北栄町並びに西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町の区域のうち別図に示す地域</u>	1 規制地域 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美郡岩美町、八頭郡智頭町及び八頭町、東伯郡三朝町、 <u>北条町、大栄町、湯梨浜町及び琴浦町並びに西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町の区域のうち別図に示す地域</u>
2 略	2 略

鳥取県告示第722号

平成15年鳥取県告示第382号（振動規制法による地域の指定及び規制基準について）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
1 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域 米子市、倉吉市、境港市及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域	1 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域
2 略	2 略

鳥取県告示第723号

平成11年鳥取県告示第751号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
1 指定する地区			1 指定する地区		
地区名	市町村	地区の区域	地区名	市町村	地区の区域
略			略		
北栄町北条海 浜広場地区	北栄町	東伯郡北栄町弓原、田井 及び国坂の各一部（北条海 浜広場周辺の区域）	北条町北条海 浜広場地区	北条町	東伯郡北条町弓原、田井 及び国坂の各一部（北条海 浜広場周辺の区域）
北栄町お台場 公園地区	北栄町	1 東伯郡北栄町由良宿の 一部（国史跡鳥取藩台場 跡由良台場跡、北栄町お 台場公園、北栄町大栄歴 史文化学習館及び駐車場 の区域） 2 町道砂丘畑縦貫線の次 の区間 起点 東伯郡北栄町由 良宿1458 - 45地先 終点 東伯郡北栄町由 良宿1458 - 10地先	大栄町お台場 公園地区	大栄町	1 東伯郡大栄町大字由良 宿の一部（国史跡鳥取藩 台場跡由良台場跡、大栄 町立お台場公園、大栄町 歴史文化学習館及び駐車 場の区域） 2 町道砂丘畑縦貫線の次 の区間 起点 東伯郡大栄町大 字由良宿1458 - 45地先 終点 東伯郡大栄町大 字由良宿1458 - 10地先
略			略		
2 略			2 略		

鳥取県告示第724号

平成7年鳥取県告示第561号（景観形成地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>鳥取県景観形成条例（平成5年鳥取県条例第3号）第7条第1項の規定に基づき次のとおり景観形成地域を指定するので、同条例第10条第5項の規定により、次のとおり告示する。</p> <p>その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、鳥取市役所、米子市役所、境港市役所、</p>	<p>鳥取県景観形成条例（平成5年鳥取県条例第3号）第7条第1項の規定に基づき次のとおり景観形成地域を指定するので、同条例第10条第5項の規定により、次のとおり告示する。</p> <p>その区域を表示した図面は、鳥取県文化観光局景観自然課、鳥取市役所、米子市役所、境港市役所、湯梨</p>

湯梨浜町役場及び北栄町役場に備え置いて縦覧に供する。

- (1) 略
- (2) 景観形成地域の区域

略		
北条砂丘景観形成区域	湯梨浜町	大字久留及び大字長瀬の各一部
	北栄町	江北、国坂、田井、弓原、下神、松神、東園、西園、由良宿、妻波及び大谷の各一部
略		

浜町役場、北条町役場及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。

- (1) 略
- (2) 景観形成地域の区域

略		
北条砂丘景観形成区域	湯梨浜町	大字久留及び大字長瀬の各一部
	北条町	江北、国坂、田井、弓原、下神及び松神の各一部
	大栄町	大字東園、大字西園、大字由良宿、大字妻波及び大字大谷の各一部
略		

鳥取県告示第725号

平成8年鳥取県告示第699号（銃猟禁止区域の設定について）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年 9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
名 称	区 域	存続期間	面 積	名 称	区 域	存続期間	面 積
略				略			
糞塚銃猟禁止区域	東伯郡北栄町妻波	平成8年	245 へ	糞塚銃猟禁止区域	東伯郡大栄町大字	平成8年	245 へ
	地内の町道妻波青木線と県道羽合東伯線との交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、県道上大立大栄線に至り、同県道を南方に進み、町道比山高千穂線に至り、同町道を南西に進み、県道倉吉東伯線に至り、同県道を西方に進み町道妻波青木線に至り、同町道を北東及び北方	11月1日から平成18年10月31日まで	クター ル		妻波地内の町道妻波青木線と県道羽合東伯線との交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、県道上大立大栄線に至り、同県道を南方に進み、町道比山高千穂線に至り、同町道を南西に進み、県道倉吉東伯線に至り、同県道を西方に進み町道妻波青木線に至り、同町道を北東及	11月1日から平成18年10月31日まで	クター ル

に進み起点に至る線 に囲まれた一円の地 域	び北方に進み起点に 至る線に囲まれた一 円の地域
略	略

鳥取県告示第726号

平成13年鳥取県告示第569号（銃猟禁止区域の設定について）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
名 称	区 域	存続期間	面 積	名 称	区 域	存続期間	面 積
略				略			
岩坪池銃 猟禁止区 域	東伯郡北栄町高千 穂地内の岩坪池の湖 面	平成13年 11月1日 から平成 23年10月 31日まで	4ヘク タール	岩坪池銃 猟禁止区 域	東伯郡大栄町大字 高千穂地内の岩坪池 の湖面	平成13年 11月1日 から平成 23年10月 31日まで	4ヘク タール
西高尾ダ ム銃猟禁 止区域	東伯郡北栄町西高 尾地内のレークサイ ド大栄の公園敷地と 西高尾ダムの堤体の 交点を起点とし、同 所から堤体を東方に 進み、町道東高尾西 高尾線に至り、同町 道を南西に進み、町 道西高尾ダム2号線 に至り、同町道を北 西に進み、レークサイ ド大栄の公園敷地 の境界線に至り、同 境界線を北西、北東 及び南東に進み起点 に至る線に囲まれた 一円の地域	平成13年 11月1日 から平成 23年10月 31日まで	27ヘク タール	西高尾ダ ム銃猟禁 止区域	東伯郡大栄町大字 西高尾地内のレーク サイド大栄の公園敷 地と西高尾ダムの堤 体の交点を起点とし、 同所から堤体を東方 に進み、町道東高尾 西高尾線に至り、同 町道を南西に進み、 町道西高尾ダム2号 線に至り、同町道を 北西に進み、レーク サイド大栄の公園敷 地の境界線に至り、 同境界線を北西、北 東及び南東に進み起 点に至る線に囲まれ た一円の地域	平成13年 11月1日 から平成 23年10月 31日まで	27ヘク タール

略	略
---	---

鳥取県告示第727号

平成14年鳥取県告示第544号（銃猟禁止区域の設定について）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
名 称	区 域	存続期間	面 積	名 称	区 域	存続期間	面 積
略				略			
由良川右岸砂丘地区銃猟禁止区域	平成17年10月1日町合併前の大栄町と平成17年10月1日町合併前の北条町との境界と日本海のてい線との交点を起点とし、同所から同境界を南方に進み、北条川右岸に至り、同川右岸を西方に進み、由良川右岸に至り、同川右岸を北方に進み、日本海のてい線に至り、同てい線を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで	355 へクター	由良川右岸砂丘地区銃猟禁止区域	大栄町と北条町との境界と日本海のてい線との交点を起点とし、同所から同境界を南方に進み、北条川右岸に至り、同川右岸を西方に進み、由良川右岸に至り、同川右岸を北方に進み、日本海のてい線に至り、同てい線を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで	355 へクター
略				略			
東伯銃猟禁止区域	東伯郡琴浦町大字徳万地内の県道東伯野添線と西日本旅客鉄道株式会社山陰本線との交点を起点とし、同所から同線を東方に進み、琴浦町	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで	855 へクター	東伯銃猟禁止区域	東伯郡琴浦町大字徳万地内の県道東伯野添線と西日本旅客鉄道株式会社山陰本線との交点を起点とし、同所から同線を東方に進み、琴浦町	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで	855 へクター

と北栄町との境界に至り、同境界を南方に進み、県道福永由良線に至り、同県道を南西に進み、町道槻下法万線に至り、同町道を南方に進み、県道倉吉東伯線に至り、同県道を北西に進み、農道に至り、同農道を南西に進み、町道槻下南団地1号線に至り、同町道を西方に進み、町道伊勢野斉尾線に至り、同町道を西方に進み、町道斉尾鳥池線に至り、同町道を南東に進み、農道に至り、同農道を西方に進み、町道森藤伊勢野線に至り、同町道を南方に進み、町道金屋鳥池線に至り、同町道を南東に進み、農道に至り、同農道を南方及び西方に進み、県道東伯関金線に至り、同県道を南方に進み、町道槻下法万線に至り、同町道を南西へ進み、県道法万大栄線に至り、同県道を西方に進み、県道東伯野添線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域

略

と大栄町との境界に至り、同境界を南方に進み、県道福永由良線に至り、同県道を南西に進み、町道槻下法万線に至り、同町道を南方に進み、県道倉吉東伯線に至り、同県道を北西に進み、農道に至り、同農道を南西に進み、町道槻下南団地1号線に至り、同町道を西方に進み、町道伊勢野斉尾線に至り、同町道を西方に進み、町道斉尾鳥池線に至り、同町道を南東に進み、農道に至り、同農道を西方に進み、町道森藤伊勢野線に至り、同町道を南方に進み、町道金屋鳥池線に至り、同町道を南東に進み、農道に至り、同農道を南方及び西方に進み、県道東伯関金線に至り、同県道を南方に進み、町道槻下法万線に至り、同町道を南西へ進み、県道法万大栄線に至り、同県道を西方に進み、県道東伯野添線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域

略